

経理部門の基本有用情報  
**今月の経理情報**

今回のテーマ： 2023年度税制改正大綱（法人関連）

2023年度の税制改正大綱が公表されました。法人に関連する主な改正内容はつぎのとおりです。

制度	改正内容	適用時期
<b>&lt;法人税関連&gt;</b>		
研究開発税制の見直し	<b>&lt;一般型&gt;</b> ・税額控除率の見直しを行い、下限を1%（現行2%）に引き下げ、上限を14%（原則10%）とする特例の適用期限を3年延長 ・令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、一定の加減算を行う控除上限特例を創設 ※ 試験研究費割合>10%の場合の上乗せ措置と比較して有利な方を選択適用 <b>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;</b> ・増減試験研究費割合が12%超（現行9.4%）の場合の税額控除率を見直し、適用期限を3年間延長（上限17%）	令和5年4月1日以降に開始する事業年度（税額控除の上限の見直し以外は未定）
オープンイノベーション税制の見直し	対象となる特定株式に、発行法人以外から購入した特別新事業開拓事業者の株式で、購入により議決権の過半数を有することとなるものを追加等	未定
株式交付制度の見直し	株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得計算の特例について、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合を除外	令和5年10月1日以後の株式交付から適用
スピノフ税制の拡充	産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特別剰余金配当として行う現物分配で、完全子法人の株式が移転するもののうち一定の要件に該当するものは適格現物分配に該当	令和5年4月1日～令和6年3月31日までに認定を受けた法人
中小企業向け優遇税制の延長	中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制および中小企業等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長（内容は一部見直し）	—
<b>&lt;所得税関連&gt;</b>		
ストックオプション税制の拡充	設立から5年未満の非上場会社等一定の株式会社が付与する新株予約権について、権利行使期間をその付与決議の日から15年に延長	未定
<b>&lt;電子帳簿保存法関連&gt;</b>		
優良な電子帳簿の範囲の見直し	過少申告加算税の軽減措置の対象の要件となる「優良な電子帳簿」の範囲が限定されたことにより適用要件が緩和	令和6年1月1日以降に法定申告期限等が到来する国税について適用
電子取引データ保存の要件緩和措置	税務署長が電子取引に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができないことにつき相当の理由があると認め、かつ、データのダウンロードおよび書面出力の求めに応じることが可能な場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。	令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用

**お見逃しなく！**

令和5年10月1日から始まるインボイス制度について、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である少額な返還インボイスの交付義務は免除されます。